

特定非営利活動法人
益田市・町おこしの会

【 定 款 】

第 10 版

第1版 平成24年01月18日
第2版 平成24年02月06日
第3版 平成25年03月25日
第4版 平成27年06月05日
第5版 平成28年05月26日
第6版 平成29年07月18日
第7版 平成30年08月29日
第8版 平成31年04月19日
第9版 令和03年05月17日
第10版 令和05年06月01日

特定非営利活動法人『益田市・町おこしの会』定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人『益田市・町おこしの会』と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を島根県益田市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、県民、一般市民に対して、スポーツ、学術、文化、芸術を通して子どもの健全育成と地域振興に寄与する事を目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 学術・文化・芸術・スポーツの振興を図る活動
- ② 子どもの健全育成を図る活動
- ③ 経済活動の活性化を図る活動

(活動に係る事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 各種イベント開催・運営事業
- ② その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- ③ 上記事業に関する情報提供事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、理事会において役員総数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役 員

(役員の種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 5人～10人
- (2) 監 事 1人

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(役員の選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長は、理事会において互選する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員の職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 1 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 2 理事は、理事会を構成し、業務を執行する。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当する場合には、理事会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総 会

(総会の種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事から第15条第6項第4号の規定により招集があったとき。

(総会の招集)

第 23 条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2項の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 26 条 総会の議事は、この定款で特別に規定するもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第 27 条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（団体会員にあっては、名称及び出席者氏名、書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印をしなければならない。

第5章 理 事 会

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 30 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(2) 役員の職務及び報酬

(3) 入会金及び会費の額

(4) 事務局の組織及び運営

(5) 会員の除名

(6) 事業報告及び活動予算

(7) 借入金（その他事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く）その新たな義務の負担及び権利の破棄

(8) 役員の選任又は解任

(9) 総会に付議すべき事項

(10) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(11) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数等)

第34条 理事会には、第25条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第36条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第37条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第38条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則にしたがって行うものとする。

(事業計画及び予算)

第39条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て定める。

(暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第42条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度収益をもって償還する短期借入金を除き、理事会において3分の2以上の議決を得なければならない。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置等)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の職員は、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経、かつ法第25条第3項に規定される事項に変更がある場合は所轄庁の認証を得なければ変更することができない。

(解 散)

第 46 条 この法人は、特定非営利活動促進法第31条第1項第3号から第7号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。

2 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能により解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第 47 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動法第11条第3項の規定に従い、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て選定する。

(合 併)

第 48 条 この法人は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得て、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

第9章 書類の備置き及び閲覧

(書類の備置き)

第49条 この法人は、毎事業年度初めの3月以内に、前事業年度における次の書類を作成し、これらを、その作成の日から起算して5年を経過した日を含む事業年度の末日まで、主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び活動計算書
- (2) 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者について前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）
- (3) 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

(閲 覧)

第 50 条 会員及び利害関係人から前条の書類及び定款若しくはその認証若しくは登記に関する書類の写しの閲覧請求があったときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第10章 補 則

(公 告)

第51条 この法人の公告は官報においてこれを行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告及び法35条第2項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、この法人のホームページに記載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

(委 任)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。（第1版）
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成26年5月31日までとする。（第1版）

理事長 吉村 修

理事 松島 健治

理事 齋藤 勝廣

理事 大塚 博文

監事 齋藤 佳名美

- 3 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。（第1版）
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。（第1版）
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。（第1版）

(1) 正会員

入会金 10,000 円

年会費 5,000 円

(2) 賛助会員

個人

入会金 5,000 円

年会費 3,000 円

法人

入会金 10,000 円

年会費 5,000 円

6 附則2の記載事項を

この法人の役員は、次のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成26年5月31日までとする。（第3版）

理事長	吉村 修
理事	青木 正美
理事	浅田 顕
理事	阿知波 武雄
理事	大塚 博文
理事	齋藤 勝廣
理事	齋藤 佳名美
理事	福原 慎太郎
理事	松本 亨
監事	疋田 賢

に変更する。

7. 附則6の記載事項を

この法人の役員は、次のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成28年5月31日までとする。（第4版）

理事長	吉村 修
理事	青木 正美
理事	浅田 顕
理事	阿知波 武雄
理事	大塚 博文
理事	齋藤 勝廣
理事	齋藤 佳名美
理事	松本 亨
監事	疋田 賢

に変更する。

8. 第13条 役員の定員に関し

（1）理事9名 （2）監事1名 を

（1）理事5名～9名 （2）監事1名と変更する（第4版）

9. 第13条変更に伴い 第16条

3 役員は、辞任の後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 後任役員が選任されていない場合に限り、総会における後任役員の選任までの間、前任役員の任期を伸長する。

上記第16条3項並びに4項を削除する。（第4版）

10 益田都市計画事業益田川左岸北部地区土地区画整理事業の換地処分により

旧) 第2条 この法人は、事務所を

島根県益田市中島町イ586-1 アベニュー2 204号に置く
を

新) 第2条 この法人は、事務所を

島根県益田市かもしま西町5番地13アベニュー2 204号に置く。
に変更する。(第5版)

11 附則7の記載事項を

この法人の役員は、次のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規程
にかかわらず、平成30年5月31日までとする。(第5版)

理事長 吉村 修

理事 青木 正美

理事 浅田 顕

理事 阿知波 武雄

理事 石川 睦枝

理事 潮 恵美子

理事 齋藤 勝廣

理事 齋藤 佳名美

理事 松本 亨

監事 疋田 賢

に変更する。(第5版)

12 第2版の附則が記載されていなかった為以下に追加記入する。

事務所移転に伴い

旧) 第2条 この法人は、事務所を

島根県益田市あけぼの本町2の6に置く
を

新) 第2条 この法人は、事務所を

島根県益田市中島町イ586-1 アベニュー2 204号に置く。
に変更する。(第2版) (第5版時に追加記載)

13 第6版にて第49条(書類の据置)、第51条(公告)の記載を変更。

14 第6版にて第13条理事の人数を5人~9人を5人~10人に変更。

15 第6版にて 理事 大石 宏幸を新任として追加。

- 16 第7版にて第2条事務所に關し島根県益田市かもしま西町5番地13アベニュー2204号を島根県益田市に変更
- 17 第7版にて第21条總会の機能4項から6項を削除、第4項を追加
- 18 第7版にて以下該当する項目を変更
【収支予算を活動予算へ変更】
第30条1項、第39条、附則3項
【収入を収益へ変更】
第35条4項から6項、第42条
【収入支出を収益費用へ変更】
第40条、第40条2項
【収支計算書を活動計算書へ変更】
第41条、第49条1項
- 19 第7版にて第30条5項から8項を追加
- 20 第7版にて第11条、第14条、第17条、第36条、第41条の總会の議決を理事会の議決へ変更
- 21 第7版にて第51条公告に新法第72条第2項により3行目『なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による広告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。』を追加。
- 22 第7版にて第38条 會計の区分を會計の原則へ変更
- 23 第7版にて第16条3項を追加
- 24 第7版にて『第45条を法第25条第3項に規定される事項に変更がある場合』はに変更。
- 25 第7版にて第28条2項の總會議事録の署名人の『記名・捺印』に変更。
- 26 第7版にて付則11の役員任期を平成32年5月31日とする。（第7版にて記入漏れのため第8版にて記載）
- 27 第8版にて附則11の記載事項を
この法人の役員は、次のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規程、
付則の記載にかかわらず、平成33年5月31日までとする。

理事長	齋藤 勝廣
理事	青木 正美
理事	浅田 顕

理事	阿知波 武雄
理事	石川 睦枝
理事	潮 恵美子
理事	大石 宏幸
理事	齋藤 佳名美
理事	松本 亨
理事	吉村 修
監事	疋田 賢

に変更する。（第8版）

28 第9版にて附則11の記載事項を

この法人の役員は、次のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規程、
付則の記載にかかわらず、令和5年5月31日までとする。

理事長	齋藤 勝廣
副理事長	松本 亨
理事	青木 正美
理事	浅田 顕
理事	阿知波 武雄
理事	石川 睦枝
理事	潮 恵美子
理事	大石 宏幸
理事	齋藤 佳名美
監事	疋田 賢

に変更する。（第9版）

29 令和3年5月31日の理事退任が記載されていなかった為、第10版にて以下に追加記入する。

この法人の役員は、次のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規程、
付則の記載にかかわらず、令和5年5月31日までとする。

理事長	齋藤 勝廣
副理事長	松本 亨
理事	青木 正美
理事	浅田 顕
理事	阿知波 武雄
理事	大石 宏幸
理事	齋藤 佳名美
監事	疋田 賢

に変更する。（第10版）

30 第 10 版にて附則 11 の記載事項を

この法人の役員は、次のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規程、
付則の記載にかかわらず、令和 7 年 5 月 31 日までとする。

理事長	齋藤 勝廣
副理事長	松本 亨
理事	青木 正美
理事	浅田 顕
理事	阿知波 武雄
理事	石川 睦枝
理事	潮 恵美子
理事	大石 宏幸
理事	齋藤 佳名美
監事	疋田 賢

に変更する。（第 10 版）